

# 武庫之荘5丁目東地区 地区計画と まちなみ および 心地よい暮らしのための指針



武庫之荘5丁目東地区まちづくり協議会発行  
平成22年12月

# いつまでも、心地よく、美しく、誇りあるまちでありたい

この地区が開発された昭和 33 年はほとんどが戸建住宅で共同住宅は 2 棟(何れも社宅)でした。その後、地域は東と北へ若干広がりをみせ、宅地の細分化や新たに共同住宅が数棟建ちました他は、長い間静かな戸建中心の居住環境を維持してきました。

ところが、開発以来約半世紀が経過した平成 18 年夏に戸建住宅敷地に突然共同住宅の建設計画が発表されました。この街は第 1 世代の住民間で「いつまでも落ち着いた戸建て住宅が建ち並ぶ良い環境を守りましょう」という言葉が交わされていたところです。しかし、このままでは落ち着いた住環境の維持が困難になるのではないかという極めて強い懸念が住民間で巻き起つことは当然です。

共同住宅が完成した平成 19 年、その夏にまちづくり協議会が設立されました。約 3 年間の活動を経て地区計画案を権利者の多数の賛同を得てまとめることができ、平成 21 年 10 月に尼崎市へ提案、22 年 5 月に都市計画決定、8 月には建築条例として施行の運びとなりました。

しかし、一方では、市への提案後、法制化までの空白期間に、それまで地区計画に賛成していた地主さんが諸事情により小規模ワンルームマンションを建設するという事態に至り誠に残念な思いもいたしました。

欧州などでは街なみの美しさに対する意識が強く、古いきれいな街なみが維持されていますが、それに引き換え我が国では美しい伝統ある街なみが大きく変貌してきてています。このささやかな活動が良い街なみを守り、伝承できる契機になればと願うところです。

この活動は総論賛成でも各論に入ると反対が出る難しいものでした。しかし、後半になると幸いにも地区内外の権利者の皆様からご理解とご協力を得ることが出来、良いまちづくりの出発点に立つことが出来ました。

終りに、協議会結成から迅速な法制化まで、尼崎市から頂いた並々ならぬご支援とご協力に心からお礼申し上げます。また、コンサルタントの先生方、熱意を以って取り組み願い、きめ細かいご指導ご支援に対し感謝と敬意を捧げます。

武庫之荘 5 丁目東地区まちづくり協議会

会長 橋本 勝太郎  
役員一同

## まちづくり活動の経緯

平成 18 年 8 月 ······ マンション建設が始まり、業者と協定を結ぶ。

平成 19 年 3 月 ······ 市に相談し、まちなみの維持に関する出前講座実施

平成 19 年 8 月 5 日 ······ まちづくり協議会設立

9 月～20 年 3 月 ··· 意見交換会・学習会、アンケート実施

平成 20 年 6 月 ······ 第 2 回総会 今後の活動等について協議・決定

7 月～21 年 7 月 ··· 第 2 回アンケート実施、意見交換開催、権利者と面談、市と協議

平成 21 年 7 月 26 日 ······ 第 3 回総会 地区計画案、申し合わせ作成の承認

8 月～9 月 ······ 反対意見の権利者に対する説明

10 月 14 日 ······ 尼崎市長に地区計画の策定に関する提案書提出

11 月 ······ ワンルームマンション建設に関し、施主・業者に地区計画案遵守の申し入れ

## 平成 22 年 5 月地区計画都市計画決定告示、8 月建築条例施行

平成 22 年 8 月 ······ 第 4 回総会 まちなみ指針、心地よい暮らしのための指針承認

※広報誌 "E まちタイムズ" 発行 18 号十号外 2 回、役員会開催 30 回 (平成 22 年 12 月現在)

# I. 武庫之荘と同5丁目東地区のまちづくり

阪急神戸線武庫之荘駅北側の住宅地は昭和12年に阪急電鉄によって開発されました。元は農地であったため、幾本かの水路が流れており、水路沿いなどの道路には柳・泰山木などの並木が植えられ、穏やかで緑が多く整然とした街なみが広がっています。

また、武庫之荘地域には阪神間でトップクラスの活動を続けている自治会「武庫之荘文化会」があり、「明るく美しく安全で住みやすい街、武庫之荘」を標語に、より良いまちづくりに向けての取り組みが行なわれています。

武庫之荘5丁目東地区は、この地域では戦後初の大規模開発住宅地で、静かな街なみが続く3、4丁目の北側一帯に、昭和33年に大同阪急住宅により造成された地域がコアとなっています。当初は多くが平屋建てで、2階建ても少しある戸建住宅地でした。この街が形成されて既に半世紀以上が経過し、時代が移ると共に変化が起り、このままでは良い街が消え去るおそれが出てきました。このため、良好な住環境を守りこれまで培われた良き隣人関係を将来に残すべく、平成19年夏にまちづくり協議会を結成し、地区計画の策定に向けて取り組むことになりました。

この結果、大多数の賛同を得ることができ、且つ法制化途中の2回の縦覧においても意見書の提出はなく、地区計画の決定をみることができました。

その後、「地区計画」を補足する意味で「まちなみ指針」「心地よい暮らしのための指針」もまちづくり協議会会員間で合意をみることができました。

武庫之荘5丁目東地区では、これら3つをまちづくりの柱とし、ハード面での住環境の維持、ソフト面での生活マナーと言う両面からのまちづくりを進めることで、より魅力ある街を引き続き維持していこうとしています。

## まちづくりの新しい基準の主旨

### 地区計画

都市計画法に基づく法的な基準です。戸建住宅を中心とした静かで落ち着いた、暮らしやすい住宅地としての良好な環境を守り育てるため、建築物の用途や高さ、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度、緑化などについて当地区独自の基準を定めています。

### まちなみ指針

より魅力的な美しい景観づくりのため、地区計画では定めにくい建物や垣柵等のデザインについて、好ましい基準を示しています。新築、建替え、補修等に際して参考にしていただくものです。

### 心地よい暮らしのための指針

地域の平穏な生活のため、お互いが気持よく暮らせるよう、日常生活において配慮すべきマナー等を示したものです。

当たり前のことですが、居住者の入れ替わりや時代の変化もあることから、将来とも暖かく思いやりのあるまちであるため、今回明文化したものです。

# II. 地区計画のあらまし

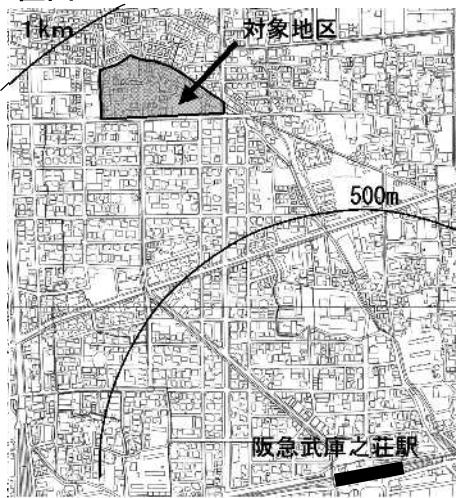
本パンフレットでは、地区計画の概略を紹介しています。  
地区計画の詳細は、尼崎市ホームページをご確認いただくか、  
尼崎市役所にお問い合わせください。

## 1 地区計画とは

地区計画は、都市計画法・建築基準法に基づき定められたもので、建物の新築・建替え・増改築等の際に守ることが求められるルールです。

当地区での地区計画の目的は、建築活動を適切に誘導し、「戸建住宅を主体とした静かで落ち着いた暮らしやすい住宅地」を継承していくことです。このため建築物の用途、高さ、敷地の規模などについて、現行の法律に加えて地区独自の基準を設けることで、暮らしやすい住宅地として、良好な住環境の保全・形成を図ります。

### 位置図



### 地区計画の区域区分



#### 低層住宅地区 :

低層戸建住宅を主体とする緑豊かで閑静な住宅地としての環境の保全および形成を図ります。

#### 沿道住宅地区 :

低層住宅地区との調和を保ちながら、店舗等と住宅とが共存する良好な住宅地としての環境の保全および形成を図ります。

## 2 地区計画による制限のあらまし

新築・建替え・増改築等を行う場合に適用されるもので、現存の建物には適用されません。

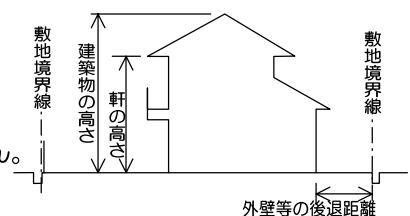
### 低層住宅地区

#### ①建築物等の用途

- 下記の建物のみ建てるすることができます。
  - 戸建住宅
  - 全ての住戸床面積が 50 m<sup>2</sup>以上の共同住宅
  - 交番など公益上必要な施設
  - これらに附属するもの

#### ②建築物の高さ

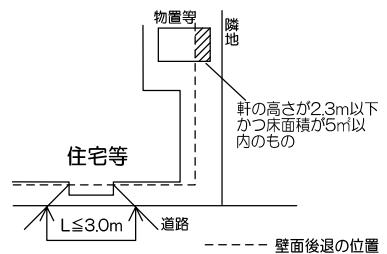
- 建築物の高さは 10m以下、軒の高さは 7m以下とします。  
但し、敷地面積が 100 m<sup>2</sup>未満の場合は軒の高さの制限は適用されません。



### ③外壁等の後退距離

- 敷地面積に応じて下表のように、道路や隣との境界から建物の外壁等を後退させなければなりません。

敷地面積	道路境界からの距離	その他の境界からの距離
130 m <sup>2</sup> (約 40 坪)未満	50 cm 以上	地区計画では定めません
130 m <sup>2</sup> (約 40 坪)以上	1.0 m 以上	50 cm 以上
200 m <sup>2</sup> (約 60 坪)未満		
200 m <sup>2</sup> (約 60 坪)以上	1.5 m 以上	1.0 m 以上
300 m <sup>2</sup> (約 90 坪)未満		
300 m <sup>2</sup> (約 90 坪)以上		1.5 m 以上
500 m <sup>2</sup> (約 150 坪)未満		
500 m <sup>2</sup> (約 150 坪)以上		2.0 m 以上



※・壁面が境界側に突き出る場合等は、突き出た部分の中心線の長さの合計が3m以内であれば認められます。

- ・物置などで軒の高さが2.3m以下かつ床面積が5m<sup>2</sup>以内のものは対象外となります。

※敷地面積 300 m<sup>2</sup>未満で、2つ以上の道路に面する場合は、「道路からの距離」は1つのみに適用し、他は「他の境界からの距離」とします。

### ④敷地面積

- ・原則として130 m<sup>2</sup>以上としますが、今後敷地を初めて分割する場合、1敷地のみ100 m<sup>2</sup>以上、他の敷地は130 m<sup>2</sup>以上とすることができます。
- ・現在130 m<sup>2</sup>未満の方には、敷地を分割しない限りこの制限は適用されません。

### ⑤緑化率

- ・敷地面積が130 m<sup>2</sup>以上の場合は、緑化率を「5%」以上とします。
- ・緑化率とは、敷地面積に対する緑地の割合です。生垣や壁の緑化等も含めて、「緑地」の計算方法は別途定められています。

### ⑥色彩および広告物

- ・建築物の外壁・屋根の色彩や屋外広告物については、住宅地として周辺の景観と調和のとれた落ち着きのあるものとします。参考となる外壁色彩のルール等を「まちなみ指針」に示しています。

### ⑦垣・柵

- ・道路に面するところの垣・柵は、住宅地としての景観に配慮したものとします。参考となる事例を「まちなみ指針」に示しています。

## 沿道住宅地区

### ⑧建築物の用途

- ・下記の建物のみ建てることができます。

戸建住宅、事務所・店舗等との兼用住宅、全ての住戸床面積が50 m<sup>2</sup>以上の共同住宅、診療所、交番など公益上必要な施設、500 m<sup>2</sup>以内の店舗・飲食店等(大庄武庫線沿いは事務所も可)、これらに附属するもの

### ⑨建築物の高さ

- ・15m(概ね5階に相当)以下としますが、敷地面積が1000 m<sup>2</sup>以上の場合は18m以下とします。

### ⑩外壁等の後退距離

- ・高さと敷地面積に応じて下表のように、道路や隣との境界から建物の外壁等を後退させなければなりません。

建築物の高さ	敷地面積	道路境界からの距離	その他の境界からの距離
10m 以下			
	低層住宅地区と同じ		
10m を超える	500 m <sup>2</sup> (約 150 坪) 未満	1.5 m 以上	1.5 m 以上
	500 m <sup>2</sup> (約 150 坪) 以上	1.5 m 以上	2.0 m 以上

※物置等の取扱いについては低層住宅地区と同じです。

⑪敷地面積、⑫緑化率、⑬色彩および広告物、⑭垣・柵、については低層住宅地区と同じです。

# III. まちなみ指針

これは、当地区において家屋や垣柵などを造ったり、補修したりするときの、まちなみの指針となるものです。

武庫之荘5丁目東地区に暮らす皆さんのご協力をいただき、半世紀あまりにわたるまちの歴史をふまえ、まちなみのルールを尊重しながら、武庫之荘らしい魅力ある美しい景観をつくっていきましょう。

## 1

### 穏やかな表情や表現により風格のある閑静なまちなみにしてみよう

まちなみから突出したものとならないよう、建物の位置や高さ、かたちなどについて、周辺との調和に配慮した節度のあるデザインとしましょう。

広告物や表示板等は自家用でも掲出を控え、掲出する場合でも、無秩序な印象を与えないよう、例えば1階部分に限定して掲出したり、地区計画の低層住宅地区では、A3版以下の大ささや、落ち着いた色合いにするなど、まちなみ配慮しましょう。



まとまりのあるスカイライン



建物を後退させたスカイライン



植栽と組み合せた小さなサイン

## 2

### 自然素材などの材質感や色彩を大切にして落ち着きのあるまちなみにしてみよう

自然の素材などの年数が経っても風合いのある材料は好ましいものです。落ち着いた雰囲気をかもし出している素材や色彩などを使用し、原色などの彩度の高い色はひかえましょう。

使用する色彩は、YR～Y系の明るく淡い色相のものやN系の落ち着いたものを基調色に選びましょう。

また、強調色、引き立て色として使用する色彩（アクセントカラー）は、基調色とマッチするものを選び、ポイントをしづらなど限定期的に使用しましょう。

具体的には、裏表紙の「武庫之荘5丁目東地区 外壁色彩のルール」をご覧ください。



外壁と調和したお洒落な看板



カラーイメージのそろった街並



木を多用した優しい表情の外観

# 3

## 建物と調和したエクステリアでまとまりのあるまちなみにしよう

※エクステリア：建物外周のしつらえの総称

玄関周りのしつらえを、家屋本体や周辺との調和を図ることで、生垣などとともに美しく整った景観にしましょう。

特に、素地のままのブロック塀など安易な意匠はさけるとともに、エクステリアの重要な要素であるカーポートは、床の舗装や上屋、扉のデザインに配慮しましょう。



建物と意匠をあわせた玄関部分



板石舗装と植栽目地の対比



ソフトな印象の丸太舗装のカーポート

# 4

## 思いやりのあるしつらえにより通り景観の印象を高めよう

調和のとれた垣・柵の連なりや、通り沿いに手入れの行き届いたプランターなど、住み手の暖かな思いやりが感じられる景観により、まちの雰囲気を高めましょう。

また、夜間においては、門灯や庭園灯などにより、通りへの配光に留意しましょう。



煉瓦幅木の協調した塀の意匠



駐車場の門扉を合わせた意匠



木製格子による屋外機のカバー

# 5

## フェンス緑化や庭木などで緑を増やしするおいのあるまちなみにしよう

生垣にしたり、塀を控えて道路側に緑を植えたり、透視性のフェンスで庭の緑を見せるなど、緑があふれる通りにすることで、心地よいまちなみにしましょう。植えるスペースが限定される場合は、プランターやハンギングバスケットなどの活用も効果的です。



石積みなどと生垣の組み合わせ



透視性の塀と生垣の組み合わせ



ポットによる飾り付けの演出

# IV. 心地よい暮らしのための指針

平成 22 年 8 月 7 日承認

これは 5 丁目東地区で地区計画が決定されることにあわせて、当該地域の住民が日常生活を通じて守っていきたいマナー等を記載するものです。

これは、私たち一人一人が節度ある行動をとることによって、この地域全体の平穏な生活を守り、良いまちの雰囲気や品のある居住環境を今後も継承していくためのものです。

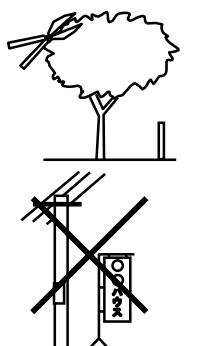
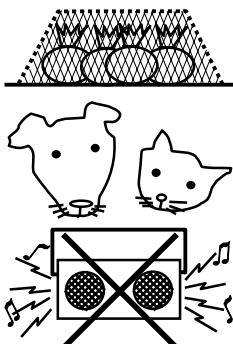
## A 建物の建築等について

- 1 法律の遵守はもちろん、敷地の分割や高い建物の建築はなるべく避け、落ちついた住宅地の環境を継承するようにしましょう。
- 2 建物などの建設その他にあたってはなるべく近隣に声を掛け、お互いの十分な了解の元に進めるようにしましょう。



## B 生活マナー、環境美化について

- 3 ごみ出しは指定日時におこない、見苦しくないように所定場所におき、ネットを掛けるなど散乱せぬように注意しましょう。
- 4 犬猫などペットは他人に迷惑が掛からないようにしつけましょう。特に糞尿の始末はしっかり行い、鳴き声にも気を配りましょう。
- 5 夜間、早朝は特に静かな環境づくりに留意しましょう。また、大きな音が発生する恐れのある場合は防音に配慮しましょう。
- 6 道路上のゴミ、タバコの吸殻、空き缶、空き瓶類や雑草は気がついた人が始末しましょう。
- 7 駐車場、空き地の管理をしっかり行い、資材・廃棄材・雑草・植木などは見苦しく無いよう、また近隣に迷惑とならぬよう、所有者が責任を持って管理しましょう。もし所有者が遠隔地に居住等で対応ができない場合には所有者の費用負担で当協議会が対処することがあります。
- 8 生垣や植木の枝葉や落ち葉が通行その他の妨げや隣家の迷惑にならぬよう、手入れをしましょう。
- 9 道路に面する場所に花を飾る等、まちの美化に努めましょう。
- 10 営業目的での電柱への張り紙や広告、立て看板等はやめましょう。  
第3者が行なうこの種の迷惑行為には注意し、やむを得ぬ場合は違反広告物除却活動員※に撤去を依頼しましょう。  
※武庫之荘文化会にお問い合わせください。
- 11 賃貸住宅等の管理は業者任せにせず、地・家主もしっかり行なうようにしましょう。空き家も家主が責任を持って管理しましょう。



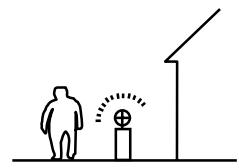
## C 交通安全について

- 12 車、オートバイなどは安全な速度で走るように心がけましょう。
- 13 道路交通法の定めを守り、公道、私道上の駐停車や駐輪は極力短時間で済ませましょう。歩行者や一般自動車・緊急用車両の通行の障害とならぬよう、道路上の駐・停車や駐輪はやめましょう。また、長時間のアイドリングをしないようにしましょう。  
※この地域はほとんどが私道となっています。道路上に物を置かないようにしましょう。
- 14 自転車に乗る時も道路交通法を守り、歩行者の安全を最優先として、スピードは控えめにし、2・3人乗りや携帯電話の使用などを止めましょう。夜間は必ず点灯しましょう。



## D 防犯と近隣の関係維持について

- 15 地域内ではお互いに挨拶を交わし、子供や高齢者の見守りや声かけなどに努めましょう。
- 16 防犯には近隣とともに注意し、留守にする時には声を掛け合うようにしましょう。
- 17 挙動不審なものを見かけたら、直ぐに隣人と相互確認し、必要なら交番に知らせましょう。
- 18 街灯が少なく夜間暗い場所では門灯・玄関灯を点灯し、安全なまちづくりに協力しましょう。  
夜間の外出には蛍光テープを着け、できるだけ明るい色の服装とし、防犯ブザーや懐中電灯を携行するなど、各自が安全と防犯につとめましょう。



## E その他

- 19 この指針の対象となるのは下記のとおりです。
  - a. 武庫之荘 5 丁目 1 番から同 10 番の地域の土地建物所有者、居住者、営業者
  - b. この地域の不動産を斡旋する宅地建物取引業者
  - c. 地域内に建物を建てたり宅地造成を行なう者また周辺地域の居住者にも協力をお願いしていきます。
- 20 指針の変更は当該まちづくり協議会の会員総数の 1 / 10 以上の発議で、総会出席者の 2 / 3 以上の賛成がある場合に可能とします。  
当該協議会が解散した場合は武庫之荘文化会が指針を継承し、所定の手続きにより賛同を得て変更を行ないます。  
但し、軽微な変更は協議会役員会あるいはそれを継承する会議体が所定の手続きを経て行なうことが出来るものとします。
- 21 道路上の放置物、不法広告物、空き地の雑草・廃棄物などにより簡単に解決出来ないトラブル発生の場合には、当協議会に相談しましょう。  
特に武庫之荘 5 丁目 1 番から同 10 番の地域の居住者は武庫之荘文化会員として問題の解決に努めましょう。

以上



武庫之荘 5 丁目東地区まちづくり協議会 役員（平成 22 年 9 月現在）

会長	橋本 勝太郎	委員	柴田 守雄
副会長	國村 信隆	//	潮田 英子
会計	橋 好美	監査	澤田 駿太郎
委員	橋 俊次郎	//	吉岡 素子
委員	山脇 美香	顧問	檜川 恵一

事務局：〒661-0035 尼崎市武庫之荘 3 丁目 15-13  
武庫之荘文化会館内 TEL&FAX 06-6431-0713